# 司法試験委員会会議(第15回)議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

## 1 日時

平成17年1月20日(木)14:00~16:00

# 2 場所

法務省小会議室

### 3 出席者

(委員長)上谷清

- (委員)小幡純子,神垣清水,髙橋宏志,長谷川眞理子,本間通義 (敬称略)
- (幹事)大谷晃大,椛嶋裕之,村上正敏(敬称略) (議題4についてのみ出席)
- (同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

稲田伸夫人事課長,横田希代子人事課付(幹事兼任),丸山嘉代人事課付,古宮義雄試験管理官

## 4 議題

- (1) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について
- (2) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (3) 新司法試験問題検討会委員の交替について
- (4) 併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について
- (5) その他報告案件

#### 5 配布資料

資料 1 平成17年度司法試験(第二次試験)考查委員推薦候補者名簿

資料 2 新司法試験問題検討会構成員名簿(案)

資料 3 司法試験第二次試験論文式試験合格者数及び合格率調(平成6年 度以降)

### 6 議事等

(1) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号の規定に基づく個別の受験資格審査が行われた。協議の結果,当日審査対象となった申請者21名中1名について,上記規定に基づいて同試験を免除することが決定された。

審査結果については,事務局から申請者に対して通知することとされた。

# (2) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

平成17年度司法試験第二次試験考査委員について,資料1記載の者の解職に伴い,同資料記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

### (3) 新司法試験問題検討会委員の交替について

新司法試験問題検討会の商法の委員の交替について,資料2の名簿案のとおり了承された。

# (4) 併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針に ついて

( 委員長, 委員, 幹事, 事務局)

平成16年度司法試験における法科大学院在学者の合格者数について,法科大学院協会が調査された結果によれば,全体で,未修者コース3名,既修者コース91名の合計94名が合格されたとのことである。ただし,これは厳密な調査によるものではなく,各法科大学院において,取りあえず確認できた者についての数字であり,正確な数字ではない。

資料3として配布したものは、平成6年から昨年までの司法試験の論文式試験の合格点等についてまとめたものである。平成6年は論文式試験の合格者が759人で、その後合格者数は750人程度で推移し、平成11年から1、00人台の合格者が出るようになるわけだが、その間、合格点は、大体143点台から145点台を推移してきた。合格者が1、200人規模になった平成14年及び同15年で、合格点がおおむね140点台に落ちて、1、500人規模となった昨年は、合格点が136、5点となったという状況である。

参考資料として配布したものは,前回の委員会以降,関係団体,法科大学院の学生等から,司法試験委員会あてに提出された要望書,意見書,それに,この問題に関する新聞記事である。

この問題については,一昨日,法科大学院関係者,その他の方からヒアリングを行った。まずはヒアリングの感想を伺いたい。ヒアリングに欠席した委員にも事務局から概要説明されているものと思う。

法科大学院からの出席者が述べられた御事情はそのとおりだろうと思う。もう少し,法科大学院教育が積極的にどういうところで人間を理解するということに踏み込んでいるかということを言ってほしかった。

それから,試験で測ることのできる能力は限られているということは,その とおりだと思う。それはそうだが,試験で何かを測ることができないから,あ とは競争原理に任せるしかないだろうということでもないと思う。どういう試 験をするかは,ある程度の基準をもって決めていかなければいけないことである。

福井教授と槙枝弁護士の話は,司法試験委員会での議論とは少し次元が違う気がした。

法科大学院からの出席者の話について言えば,再試験と追試験のことについて,既に法科大学院の理想が崩れてきているなという印象を持った。法科大学院を作る前にいろいろなガイドラインが出されたが,その時に,事故や病気によって受験できなかった人に対する追試験はよいが,成績が悪かった人に対して再試験で救済するというのは避けるということが示されていた。ところが,出席者は再試験したと堂々と言われた方もいた。最初の試験だからやったのだと留保付きの方もいたが,法科大学院が目指していた理想が現実にどこまで浸透していくか,それは一つの例にすぎないが,いろいろと難しいものがあるという感じを持っている。

我々はどうしても理想としての法科大学院から見がちだが,現実の方がどうなのかということをもう少し注意しなければいけない。

2点目は,学生が司法試験以外の科目に目を向けなくなるのならば法科大学院として何か対応策を考えていないのかという質問に対して,新司法試験の合格者数が決まった後で考えるというお答えだった。

しかしこれは意外な答えで,今年の4月から,どの法科大学院でも新司法試験の試験科目以外の科目が増えるわけで,4月からのことを今から考えておかないと小回りがきかない。どこの大学でも考えておくべきことである。

特別のことを考えなくても,当初設置審に出したとおりにやるということで もよいし,司法試験用の授業をするようなことはしないと言っていただくだけ でも大分違うのにと残念に思った。

3番目は意見が分かれると思うが、初年度ないし次の年は新司法試験に受かりやすいから法科大学院に進んだという趣旨の学生の意見書をどう思うかとの質問に対して、ある先生は、学生がそういうふうに思うのは当然であるという発言をされ、ある先生は首をかしげておられた。大学によって、あるいは教員によっても意見が違うのかなあというのを垣間見た思いがした。

福井先生と槙枝先生の話は多少,次元が異なるという感じがした。法曹の質ということをどう考えるかというときには,ユーザーのための法曹だという福井先生の視点は大事かなと共感したが,では具体的に試験をどうするかとなると技術論になるので結びつきにくい。

それから,他科目への悪影響というのは,すぐにどうということでなくても, どの法科大学院でも,この4月以降,設置審に出したカリキュラムを今後どう するかについて検討を始めるわけだが,そこで新試験の合格者数の厳しさがど のように影響するかということに関する危惧ではないかと思う。現在のカリキュラムは司法試験受験向けにはなっていないわけで,成績認定をきちんとして いれば、他科目への悪影響という弊害はすぐには出てこないが、次のクールくらいに、学生の声に応じる、学生サービスを重視するとなると影響してくる部分があるのではないだろうか。

福井さんと槙枝さんの話は、司法試験委員会での議論とは少し性質が違うと思った。福井さんの見方は面白い見方だが、どちらかといえば政策論で、私たちの手の届かないところ、つまり3、000のところを6、000にしましょう、9、000にしましょう、1万でもいいじゃないですかという議論。私どもは一応、改革審議会で3、000人という方向で制度設計をしようということになって、閣議もそれを受けて平成22年に3、000人を目処としている。司法試験委員会は、その政策決定の中で動くわけだから、閣議決定自体の見直しのための議論をするのなら、その議論はどこか別のところで行われなければならないのではないか。

また,消費者側が選ぶのだから,弁護士の情報さえ与えておけば,後は消費者が自分の責任で弁護士を選べばいいというお話で,例えば,自分の専門領域だとか,取扱いの経験年数だとか,訴訟の勝敗率だとか,法科大学院を何番で出たとかという情報を例に挙げておられたが,現実の問題として,法律問題が起こったときに,そういう情報だけでは,なかなか選べないだろうという感じがした。

それから,槙枝さんの話には,旧司法試験の水準をどこでみていくかというような点を考えさせられた。

法科大学院の皆さん方の話については,先ほどから言われているように,お一人お一人によって随分意見が違うなという印象を持った。これは,私どもが 法科大学院を見せていただいて,そこで何人かの皆さんからお話を聞いたとき と同じような印象である。

今,皆さんがおっしゃったのとほぼ同様の印象を受けたが,さてこの委員会でヒアリングの成果をどうやって生かしていけばいいかとなると,一つ一つの 具体的な論点を議論する中でいかす,ということになるのかと思う。

各界から寄せられている意見とか,そういうものを見ていると,ヒアリングが足りないという意見もあるようだが,その辺はどうか。

私としては,これまでにも各界からの要望が寄せられているのを委員の皆さんにもお配りしているし,私も目を通して,これまでの審議の上でも,それらを斟酌して協議してきた。これ以上さらにヒアリングするというほどの必要はないようにも思われるがいかがか。

今,委員長がおっしゃったとおりだと思う。特に2006年度の受験生のためには,そう引き伸ばすわけには行かない。少なくとも2006年度については,早めにアナウンスする必要がある。

それでは、これ以上のヒアリングはしないということで進めたい。

これまでの議論の問題点を整理しておくと,まず,議論の前提として,この委員会でどこまでの範囲を決めることができるのかということを論じた。要するに法曹人口の在り方について,平成22年ころまでに司法試験の合格者を年間3,000人程度にすることを目指すということが政府の方針として閣議決定されているけれども,一昨日の福井さんの議論にあったように,それを6,000とか12,00とかいう数字まで考えて議論するのか。法科大学院がたくさん増えているのだから,合格者3,000というのは上限としてとらわれる必要はなく6,000というような数も考えるべきだというような意見書も寄せられているが,そこのところをどう考えるかという点を確認したい。

私としては、この委員会は内閣の下にある法務省に設置された委員会なので、試験の結果、採点の結果で若干の上下ということは許されると思うが、内閣の方針として決めている平成22年ころに合格者を3,000人程度にするということを大きく上回って、政策自体を変えてしまう、例えば6,000にするとかということは、我々の委員会としてはできないと考えている。そういう大枠の中で議論を進めていくということでよろしいか。

#### (異議なし)

それでは、そういう理解で議論を進めていきたいと思う。ここで合格者数の概括的な目安を決めていくという理由もある程度詰めておきたい。これについては、これまでの皆さんの議論では、平成18年から5年間、新旧両試験が併存して実施され、将来の進路を選ぶ学生のことも考えた上で、ある程度、目安というか、そういうものとして示してあげた方がいいのではないかということから、概括的な合格者数の一応の目安を決めていくのだということでよいか。それと、我々委員会としては、せっかく出来た法科大学院をこれからも育てていくという姿勢であり、そのような方針でいることを広く知らせ、受験者に対する一つの目安を与えるという理解であるということでよいか。

それは基本的にそうだと思うが,何年までに3,000人とするという閣議決定ではなくて,何年ころには3,000人程度とすることを目指すといった表現だから,1年くらいの前倒しとか,その程度の余裕はあるのだということは言った方がいいのではないか。

受験者の質が良ければ,平成22年ではなくて例えば21年に3,000人合格を実現するとか,それは私も構わないと思う。平成21年に実現してしまうとか,もう少し前に実現してしまうとか,そういったことが許されないとは私も思ってはいない。

完全にきっちりとした予定ではないということだ。

私が申し上げたのは,3,000を6,000にするとか9,000にするとかそういうわけにはいかないということである。

私もそういう意味で理解している。要するに,司法試験委員会として,例えば急に合格者を4 ,000とか5 ,000とかにするということは決められないのであって,取りあえずは3 ,000の総枠の中で議論しなければいけないということについては異論がないのであろう。しかし,3 ,000を目処,というよりも,3 ,000を早く達成するということはあり得るものだと思っている。

例えば、採点してみた結果、合格者がたまたま3,200になったというのは構わないと思う。ここで言っているのはあくまでも目標値であって、前倒しするのはいけないとは思っていない。あとは、どういうふうにものを考えるかで、来年からいきなり3,000人でいいかということで、皆さん方の意見を聞いていくということである。

まず,何年分まで見通すかということで,あまり先のことまで決めるのは無理だなというのが大方の意見だと思うが,どの辺までの数字を出しておくか。

2006年度については,もう来年のことなので,当然に決めるべき。しかし,不確定要素が非常に大きいというのが,どこかで不安感として引っかかっている。2007年度は未修者が受験してくるということで更に不確定要素があるので,例えば,今年の7月くらいにもう一度法科大学院の授業等を見せていただいて,そこで法科大学院教育がどうなっているのかを確認したいという気持ちがある。

ただ、大きな方向性としては、平成22年までに3,000人を達成しなければいけないことは事実だし、それを前倒しできるかどうかということが我々の検討すべきことなので、できるだけ早急に法科大学院卒業者の合格者を増大させていくということ、それから、現行試験の合格者については大幅な急カーブをもって減少させていくということ、そういう方向性は確認しておいて、後は、その程度をどうするかということについては、もう少し検討の機会をいただきたいという気がする。

いつまでのことを決めるかということについて,最近,当初の1年だけ決めておいて,その次はもう少し時間をかけて決めればいいのではないかという意見が耳に入る。私もそれでいいのかなと思いつつ,やはり2年分は決めておいた方がいいのではないかと思う。と言うのも,1年目は初年度であり,かつ,既修者のみの受験なので非常に特殊であり,数字的にも,想定される合格倍率というのはその後とかなり差が出る。その差をどういうふうに考えるかということを司法試験委員会として示しておく必要がある。つまり,我々としては,具体的な数字と,もう一つ,それを決める考え方は何なのかという,この二つ

を示さなければいけないと思う。タイムラグがあっていいのかもしれないが, できることなら2年分はなるべく早く示しておく必要があると思う。

前から議論があるように,現行司法試験組と新司法試験組は性質が違う。現行試験組はある程度予測がつくから,かなり明確な数字を技術的にも出しやすいし,出した方がいいだろうと思う。そして,それが現在学部にいる学生が,これから法科大学院に入ろうかどうかという選択に響くので,現行司法試験の合格者数を大きくしておくと,法科大学院に行かないという選択肢をとるのが合理的だということにもなる。そこで,現行司法試験の合格者数は早く示すべきだと思う。ただ,新司法試験の方は,不確定要素があるので先送りしてくれというのが,ヒアリングでの法科大学院の方の3人揃っての意見だった。

しかし、私は、平成19年が本当の意味で最初の試験だと思っている。平成18年は既修者だけの特殊な試験で、本当の意味での最初が平成19年、その年度の合格者数を示さないというのはちょっとかわいそうだなという気がする。それに2年分くらい、平成18年と平成19年を示せば、ある程度その後の推測がつく。新司法試験合格者の方はここでも議論があるように、ある程度幅をもった数字とすべきだろうが、大体の数字が示されれば、これから法科大学院に入る学生を含めて落ち着くのではないか。結局2年分くらい、ただし現行と新試験では多少数字の示し方が違うという、そんなところかなという感じがする。

確かに2006年度の合格者数については,もうリミットだと思う。本当は今月くらいに示すのが良かったのかもしれないが,2月くらいがギリギリだろう。我々,司法試験委員会のやることは,司法試験の実施に関する事項として,あらかじめある程度人数を決めるということだと思う。そういう観点からすると,本来,あまり先取り的に決める必要はないと考えるべきであろう。2006年度については受験生のことを考えると,合格者数を示すのは今年の1月,2月が限度であると思う。

しかし、次の2007年度については、法科大学院は始まったばかりだから何とも言えないし、法科大学院教育に信頼性があるのか分からないという話がされているようなので、むしろ決めるべきでないというのが、原則論として言えることだろう。したがって、今の時点で無理して、実施に必ずしも必要でないことまでも早めに決める必要はないと思う。

ただ,現行試験の場合は,今までもいろいろな情勢に応じて,ずっと500人時代だったのを増やしていって,来年は1,500まで増やすと,そういうふうな決め方をしてきたので,2006年度だけでなく,2007年度についても,現行試験だけについては決めておくというのもあるのではないか。2007年度については,先ほどから3,000をいつ前倒しするかという議論があるわけで,それが可能性としてまだはっきりしない。だから,実施のために必要不可欠でない段階で決める必要があるのか疑問だ。あるいは,2007年

度は現行組だけを決めておいて新司法試験の方は決めないというのもあり得る と思う。メッセージとしてはそれでも足りるのではないか。

寄せられる要望書を見ると、どうも法科大学院という名の下に、実際は予備校生がかったような発想が非常に強くにおう。新司法試験としてどこにスポットを当てるかというと、3年の未修コースに焦点を当てないと制度全体が見えにくい。また、今回は91名が既修コースから現行司法試験に合格しており、このようなロースクールに行きつつ現行試験を受験するという学生を少なくするためにも、やはり2年間ぐらい、既修、未修それぞれの目標値を与えないといけない。ロースクール在学者中の現行受験組を少なくしなければ、実際の法科大学院の理想的な姿と新司法試験とを適正にリンクさせるのは難しいのではないかと思う。まだ、法科大学院の学生は、現行受験生がラベルを貼り替えただけというイメージが強いという印象を持っている。

私も、一番問題なのは平成19年なので、そこのところをある程度示しておく必要があると思う。不確定要素は非常に大きく、非常に難しいことは良く分かる。不確定要素が大きいからあまりきちんとした数字では言いにくいが、ある程度何人から何人くらいという幅を持たせて言えないか。18年は既修クラスのみで、ちょっと19年とは違うと思うが、これまでの司法試験と違って、こういう新鮮な考え方をしてくれている人があるよ、こういう発想はなかないいじゃないかというようなことが確認できるかもしれない。19年がもっと楽しみになるかもしれないし、それほどでもないことになるかもしれない。不確定要素が多いから、あまりきっちりと何人というのは言いにくいが、ある程度幅を持たせて、このぐらいからこのぐらいというようなことは言っておいた方がメッセージ性はあると思う。

それともう一つは,法科大学院の方としても厳格な修了認定でどういうものが求められているかということも考えやすくなりはしないかとも思う。ヒアリングで,ある方が真ん中くらいの成績の人は合格できるような試験であってほしいというふうにおっしゃったので,「皆さん方が真ん中で切るのは厳しすぎるのだろうけれど,それからかなりゆとりを見て6割とか7割余りのところで修了認定をなさるということになれば,初年度から7,8割の合格率が十分実現することになる,その辺のお考えはいかがですか。」という質問をしたが,そういう面もあると思う。法科大学院では相当早い機会から前倒しで3,00人ということを期待しているかもしれない。

しかし,22年ころまでに3,000人を目指すというのは,これは日本語の表現としてはある程度なだらかな増加を考えている表現だと思うので,それをどの程度前倒しするかという意識を示しておく,「我々も法科大学院の育成に協力するつもりなんだ,しかし,ここまでが限度ですよ。」ということを言っておくのも一つのアナウンスかなという気がする。

私も、全然数字を示さない方がいいということまで申し上げているのではないが、ただ、新試験は、現行よりははるかに不確定要素が大きいので、相当の程度で幅が考えられなければいけないと思う。一方で、法科大学院を育成するために協力するという観点からすれば、かなり大幅な増加になるよということを少なくとも言わなければいけない。そこに目途の数字を入れるかどうかという辺りで意見が違っている。それから、先ほど合格者を定める考え方をもう少し明示しておく必要があるのではないかと言われたことの意味を教えていただきたい。

具体的にある程度数字を示すことで我々が何を考えているのかということを示せるのではないかということ。1年目はある程度特殊なケースになる可能性があるので,それだけを示すのではなく,2年目を示すことによって,我々の考え方がある意味分かるのではないかということである。

1年目は極端な数字になり得る可能性があるということか。

想定される合格率というのもかなり特殊な数字,2年目以後を考えると突出した数字になるのではないかと考えられる。そうであれば,それだけではなくて2年目以後,少なくとも二つ示すことによって,司法試験委員会はこういうことを考えているんだなということが自ずから学生に分かるのではないか,ある程度そこを示してやらないと不親切だなというふうな考えである。

先ほど事務局から話があったが,今のところ法科大学院から報告されている合格者が94名で,恐らくそれを上回る数が受験者から減るだろう。17年の旧試験で合格する人も考えられる。そういう意味でまさに18年の新司法試験はやや別枠。ところが,3年組から合格したのは3名とごくわずかで,そこでも随分違いがあると思う。

ともかく制度の発足時の1年目,2年目なので,新聞等で合格率何パーセントと書かれるような受け取られ方はされたくない。新司法試験の場合は,法科大学院のプロセス教育でしっかり修了認定されていればある程度の能力はあるはずで,それを確認する試験だというのが本来の理念だったのだから,そこで数を何人しか受かりませんと上限を言うのは,そもそもおかしい。

試験を実施するためにはやむを得ないとしても、その数の意味は、現行試験とは違う性格を持つべきではないかと思っている。ただ、そうは言っても現実の試験実施ができないということになれば、ある程度数は決めざるを得ないが、一番気になるのが2007年度の決め方だ。まだ不確定要素があると言われている法科大学院について、3、000の枠の中で2007年度は何人にするかということをこの時点で決めてしまうことはいかがかと思う。

試験実施のために必要だから人数を決めるというのであれば,それは必要な

限度で足りるのであって,それ以上のものは,メッセージ性で必要というのであれば,現行試験の数だけでいいのではないかと思う。決めてしまうと動かなくなってしまうので,どうかなという気がする。信頼できるかまだ分からないという声があるが,それでも決めなければいけないものはやむを得ないので2006年度は決めるというのは理解できるが,2007年度まで分からないものを決めるのか。

決めなければいけないという理由は本当にプラクティカルなことだと思う。 試験の実施に関して,初年度はもう決めなければいけないが,今度のこの法科 大学院の制度の理念がプロセスを経てきっちり作るということなので,何人し か合格しないというような形のものでは本来ないはずだから,その立場は貫き たい。

だけど、実施のところの実際的な問題で決めるわけだから、初年度は決める。では理念であるところのプロセスでしっかり教えるということがどの程度実質的にできてきたかということはやはりまだデータがない。何かそれを見るためのデータはほしい。それを考えるとあまり先を決めることはできないと思うので、やはりはっきり言えるのは1年かなと。しかし、先ほど委員長が言われた幅を持ってということで言えば、2年目以降、決めはしないけれど方向性はどっちにあるというぐらいのことは言ってもいいかなと思う。

法科大学院の実際をもう少し見てみたいという気持ちは私自身もあるが,ど ういうデータが一番ポイントなのか。

あと、もう一つはプレテストもやる。その結果や答えに対して、そういうものを求めているのではないんだよとか、それでいいですよとかの、何かフィードバックをしたい気がする。いろいろ試験の内容をいじっても、予備校的に何とかして乗り越えて、いい点だけ取るというようなことがはやる。それをこちらは求めていないんだというメッセージを何とかして広めて、全体を良くするようなサジェスチョンがあるようなことができないか。

プレテストを見てから決めるというのも一つある。

しかし,プレテストを受けるのは既修者だけである。

未修者から上がってきても,結局,同じようなプロセス教育をするのだから プレテストを見るのは意味がある。

法科大学院を満1年終わった後で見ることの意味は,そこでの例えば進級認定がどのように行われているのか,それから,特に未修者がどの程度成長率があるのかといったことに関心がある。それからもう一つ,プレテストの結果で,

こういう答案は求めていないんだというようなことをアナウンスするということは非常に大事なことで,先週末にサンプル問題に関するシンポジウムがあったが,これについても採点基準等について非常にいろいろな議論が出た。 しばらくしてまとめたものが出ると思うが,そういうものを踏まえて,当委員会も考えていくべきかなと思う。

プレテストの結果が出るのはいつ頃か。

9月の末あるいは10月上旬ころの予定である。全受験者の答案は採点せず, 一部のみの採点となる予定である。

それでも大まかな傾向は分かる。

試験の実施のために我々司法試験委員会がものを言うという原則に戻ると,2006年度について今決めるとしても,2007年度については実施のためには必ずしも必要ないわけだから,今決めなければいけないということはないはずであって,プレテストが9月末くらいに結果が出るのであれば,本当は来年の今くらいでもいいのかもしれない。実施のために必要だからという理屈で,本来の法科大学院による法曹養成の理念に合わない人数決めをしなければいけないのだから,ギリギリでもいいような気がする。もちろん,少なくとも抽象的な言葉ででも方向性を示すことは非常に大事だと思うが,それぐらいでメッセージにすればいいのではないかと思う。

メッセージ性ということではプレテストが終わってからということでは少し遅いかなという気がする。もっと前に出して,更にプレテストの結果を見て具体的な数字を決めていくという経過的なことを考えればいいのかもしれない。ただ,この段階で決めるものについて,2007年度についてどの程度までのメッセージ性を出すかということが問題である。

現実の問題としては,ヒアリングで意見を述べられた方も,例の新聞報道の800,800というのが相変わらず新聞報道のとおり法務省素案だとお考えになっていた。私が説明して初めてああそうだったのかというようなことで,結局知られないままできている。今度近いうちに何らかの形で決めて発表するというのは,それをきちんと打ち消す意味も大きいと思っている。かなりまだ一般には誤解されているような気がするので。そういうことから考えると,あの記事の内容で非常に大きなインパクトを持っていたのは初年度の34パーセントというはじき出していた数字もそうだが,将来ともずっと永遠に20パーセントという数字が非常にインパクトが強かったので,それは我々の考え方は決してそうではないのだということを何らかの形で出しておきたいと思う。

私は,ヒアリングの際,法科大学院の方で,全体の平均としてかなり厳格な

プロセスとしての教育をして,資質のある者に限って修了認定をするが,その基準に達しない者は落としていくというやり方をきちんとやっていただければ,新司法試験では,理想に近い合格率が出るはずだ,初年度からそういう厳格な運用ができれば積み残しがほとんどないから,非常に理想的な形で運用されていくはずだ,法科大学院側でできることじゃありませんかというメッセージのつもりで申し上げた。私としてはそういう意見で,現実にはそこまでは期待できないと思うが,我々の委員会としてのメッセージというのは,我々としてもできるだけ法科大学院の将来の在り方にエールは送る代わりに,皆さん方もきちんとやってくださっていいものにしませんかと,こういうメッセージを送りたいという気がする。それで私は,本当は2年目の数字も示したいという感じがする。

今委員長がおっしゃったメッセージというのは大事だと思う。 2 0 0 7 年度についてのメッセージを出す際にも,法科大学院らしい教育をし,学生たちが修得し,それを認定するための修了認定が厳格に行われることがあくまでも前提なんだということを置いて,それが行われることを我々は信じて 2 0 0 7 年度には法科大学院の学生はこれくらいの幅での合格を見込んでいますというようなメッセージを出す必要がある。だから,最初の前提が崩れてしまったら何にもならない。

2年先だから,例えば2,000人から2,000何百人というような幅が ついてもしようがないと思う。

ヒアリングでもどなたか言われていたが,法科大学院の学生がいるのであまり抽象的な表現ではかわいそうだと思う。数字を出さずに方向性だけ出るとその解釈でいろな解釈が出てくるが,ちゃんと数字も示して文章によるとともも当れているが,そういう数字も出して文章も出して,法科大学院がきんとやってくれていることを前提にしてるんだというな説明も加えてそのような形で,プラスマイナス250でも300でもいいが,あとそこよういうな形で,プラスマイナス250でも300でもいいが,あとそこま行くか1年前くらいにもうちょっと狭めるということをやるかということであり得るかと思うが,学生の立場から見ると,やはりある程度ポンとましてもらった方が覚悟が決まる。是非はまた議論するのだろうが,党悟が決まる,それが学生にとってはいいことだなと思う。後は,だから司法試験科目以外を受けない,司法試験科目以外の科目には手を抜くというような学生に対してどうするかということは,各法科大学院で考えてもらうことだ。

今言われたような相当に広い幅であれば,私の考えているのと実質的には変わらないのかと思う。

幅を非常に広げるということであれば抽象的にものを言うのと同じことになると思うが,最後に残るのは旧試験と新試験とを合わせた総数のところ。どうやっても数字を出す以上はそこがはっきりする。2007年度に3,000をどこまで前倒しできるか分からないので,それを今決めてしまって示すのがいかがかという点が非常に引っかかる。

3,000人の枠は超えられないというのが我々委員会の立場であろう。そして,その3,000の枠の中で,法科大学院の修了者が2年目から大量に出てくると,その中で旧試験もある。3,000という数字の中に少なくとも旧試験の部分があって,総数でどのぐらいになるかということについて,法科大学院がどうなっているか分からない,修了認定もどうなるか分からないという話がある中で,少し情勢を見なくていいのかなという感じがする。

旧司法試験の方は,平成19年には,例えば300前後で良いのはではないか。法曹養成検討会で提言しているのが初年度600から500という数字をほぼ念頭に置いていて,それから漸減していくということだから,大体その程度ではないか。

現行試験の方は多分明確な数字を出す。もちろんそう言いながらもこれまでの合格者数でもプラスマイナスがあるが,多分300くらいだと私も思う。その上でさらに,3,000を超えない中で,法科大学院側の上限をどのくらいにするのかという決めが非常に難しいなという思いがある。非常に広い幅の数字を示して可能性は3,000近くまであるよということであれば,それはそれで私もいいと思う。決まった数字を出すと定員から算出されて合格率何パーセントと新聞報道で言われるので良くないとは思うが。

私も2年目についてはむしろ幅があるべきだと思う。新制度の理念から言っても,実力本位という意味では幅があるべきだと思う。ただ,それとは別に,学生だけではなく法科大学院の教育現場もすべて変数で動いている中で非常に不安だと思う。司法試験に責任があるとすれば,現場がすべて変数で何がなんだか分からないで不安を持ちつつ動かしているところを,少しずつ固めていってある程度決めていくと。それはもういろいろ非難を受けても委員会の責任だと思う。ある程度,半歩早いかなと思っても示すべきではないかと思うが,現場がそんな必要はないというのであれば,全部引き下がる。そういう意味で示すべきではないのだろうかとむしろ危惧している。

ヒアリングのときに法科大学院の方が口をそろえて「 2 0 0 7 年度は数字を示すな。」とおっしゃった。私の方で、「法科大学院の学生さんは大丈夫ですか。」と念のため聞いたくらいだ。

法科大学院の方にお会いすると確かに最近はそういうことをおっしゃる方が

多い。1年目だけでいいと。本当ですかというのが,私の常識的な感覚だが。

この前のヒアリングのとき法科大学院の方が決めないでほしいとおっしゃったのは,まだ,800,800というような考えがあるのではないかという前提の下においての不安感,うんと絞られるのではないかという不安感があったのかもしれない。だから,今,実際にこの委員会で行われているような意見を前提にすれば,それならばそれで決めてくださいというような意見があるいは出ていたかもしれない。

質疑の前に,私は,「800,800などということは我々は考えていないし,11月26日には新しい制度を尊重することで合意した。」ということまで申し上げた。

11月26日のメッセージは報道されたので多分御存じと思う。

ただ、法科大学院まで直接はお知らせしていない。

いずれにせよ,あそこで法科大学院の方たちが2007年度は決めないでほ しいと言われたことをどれだけ重要視するかということについては,そういう 考え方もできるのではないかということを申し上げたかった。

(協議の結果, 2月28日午後5時30分から,司法試験委員会会議を追加開催することが決定された。)

次回2月1日に更に皆さんの意見を伺って,2月28日にはある程度意見を整理して,集約したいと思う。

#### (5) その他報告案件

事務局から、司法試験の採点の在り方に関する司法試験第二次試験運用等検討小委員会における議論の状況について報告がなされた。

### (6) 次回開催日程等について

次回第16回司法試験委員会会議は,2月1日(火)午後2時から開催することが確認された。

(以上)